

○緊急自動車運転資格審査実施要領の制定について(通達)

(平成 15 年 12 月 24 日岡運免第 91 号警察本部長例規)

改正

平成 19 年 8 月岡運免第 238 号

平成 21 年 7 月第 230
号

平成 29 年 3 月 8 日岡運免第 98 号

令和元年 6 月 28 日岡
務第 522 号

令和元年 11 月 29 日岡交企第 540 号、岡指第 513 号、岡規第 498 号、岡運免第
657 号、岡運管第 139 号、岡務第 868 号

令和 3 年 3 月 24 日岡
務第 255 号

令和 4 年 6 月 2 日岡運免第 369 号

各部長

首席監察官

各所属長

道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 15 条の 2 の規定による緊急自動車の運転資格の審査については、緊急自動車の運転資格の審査の実施について(昭和 54 年 3 月 14 日岡免一第 190 号例規)により実施してきたところであるが、このたび、別添のとおり緊急自動車運転資格審査実施要領を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、緊急自動車の運転資格の審査の実施については、廃止する。

別添

緊急自動車運転資格審査実施要領

第 1 審査の対象者

緊急自動車(道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)第 13 条第 1 項に規定する緊急自動車をいう。以下同じ。)の運転資格の審査(以下「審査」という。)の対象者は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 85 条第 5 項から第 10 項までに規定する年齢又は免許を受けていた期間(以下「免許経験年数等」という。)に達しない者で、使用の本拠地が県内にある緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

第 2 審査の申請

審査の申請に際しては、審査を受けようとする者に係る緊急自動車の使用者(令第 13 条第 1 項に規定する使用者をいう。以下「使用者」という。)を通じて、緊急自動車運転資格審査申請書(様式第 1 号)を交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)に提出することを求めるものとする。

第 3 審査の日時及び場所

審査の日時は、運転免許課長が指定した日時とし、審査の場所は、岡山県運転免許センターの場内コースとする。

第4 審査用自動車

審査に用いる自動車の基準は、別表第1のとおりとする。

第5 審査の内容及び実施

1 審査の内容は、別表第2のとおりとする。

2 審査は、次の点に留意して実施するものとする。

(1) 審査は、他の技能試験と同時に並行して行わないこと。

(2) 審査担当の試験官は、あらかじめ審査に関する教養を受けた者の中から、運転免許課長が指定すること。

(3) 試験官及び審査を受ける者に、乗車用ヘルメットを着用させること。

(4) 審査時には、審査用自動車に、次に審査を受ける者を同乗させないこと。

(5) 審査を開始する前に、審査を受けようとする者に対して、次の事項について指示を行うこと。

ア 審査中における事故防止上の留意事項

イ 審査の内容

ウ 審査の判定及び中止

エ 審査コースの走行順路(実演走行は省略することができるものとする。)

(6) 審査を受けようとする者の服装が運転に不適切と認める場合は、審査を延期すること。

(7) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車(以下「自動二輪車」という。)に係る審査は、普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。

(8) 審査を終了した者に対し、審査結果に基づいて必要な指導を行うこと。

第6 審査の判定等

1 審査の不合格及び中止

運転免許課長は、「審査の内容」の履行条件のいずれかを履行できなかった者又は次のいずれかに該当する者は不合格とし、不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。

(1) 右側通行をした者

(2) 脱輪した者

(3) 転倒した者

(4) 試験官が危険防止のため補助した者

2 合否の判定

運転免許課長は、上記不合格事由なしに全課題を履行した者について、合否の判定を行うものとする。

3 判定結果の記録

判定結果は、審査判定表(様式第2号)に記録するものとする。

第7 運転免許証への記載

- 1 審査に合格した者については、その者の運転免許証の備考欄の最下段に「緊急車(中型)運転可〇〇年〇月〇日」の例による記載(以下「緊急車運転可記載」という。)を行うとともに、緊急自動車運転資格審査申請書にその旨を記録して保存するものとする。
なお、AT車を使用して審査に合格した者については、AT車以外の自動車(以下「MT車」という。)である緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、運転免許証の備考欄の最下段には「緊急車(普通(AT車に限る))運転可〇〇年〇月〇日」の例による記載を行うものとする。この場合において、たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているAT車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経験年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用して審査に合格するまでの間は、MT車の当該緊急自動車を緊急用務のために運転することはできないことに留意すること。
- 2 審査に合格した者が、運転免許証の再交付を受け、上記記載を必要とする場合は、使用地の公安委員会において事実を確認の上、この記載を行うものとする。この場合において、岡山県公安委員会以外で審査を受けた者であるときは、その者係る緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書(様式第3号)を提出させ、使用地の公安委員会がその者について審査を行った都道府県公安委員会に電話等で審査の事実を確認の上、「緊急車(中型)運転可〇〇年〇月〇日(審査公安委員会に係る都道府県名)公安委員会」の例による記載を行うものとする。
- 3 審査することなく緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者が運転免許証にその旨の記載を必要とする場合は、緊急自動車運転資格記載申請書を提出させ、事実を確認の上、「緊急車(中型)運転可(無審査)〇〇年〇月〇日」の例により記載するものとする。
- 4 緊急自動車運転可記載を行うに当たっては、岡山県公安委員会公印規程(昭和34年岡山県公安委員会規程第4号)に規定する岡山県公安委員会交通事務専用認印を押印するものとする。

第8 消防用緊急自動車等の審査に関する特例

地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車に係る運転資格の審査については、次の要領によって行うものとする。

1 教習実施者の指定

運転免許課長は、消防機関の長(消防団にあつては市町村長)から、緊急自動車教習実施者指定申請書(様式第4号)に審査に係る教習計画書を添えて指定の申請があつたときは、緊急自動車教習実施者指定書(様式第5号)により教習実施者として指定するものとする。

2 教習計画

(1) 教習計画書の内容は次のとおりとする。

- ア 教習の科目、時間(合わせて5時間以上とする。)、場所及び方法
- イ 教習担当職員の官職、氏名及び運転免許の経歴

ウ 評定の場所(消防学校、消防本部等の屋外訓練場等で、3の評定を行うことができる場所とする。)

エ 評定担当職員の官職、氏名及び運転免許の経歴

オ 教習対象者の範囲並びに年間教習の予定人員及び予定回数

(2) 教習実施者は、教習計画に変更を生じたときは、速やかに運転免許課長にその旨を届け出るものとする。

3 教習実施者による評定等

(1) 教習実施者は、教習を終了した者の運転技能について、第4から第6までに定める審査の方法に準じた方法による評定を行うものとする。

(2) 教習実施者は、評定を行ったときは、評定を受けた者全員の評定結果を証した緊急自動車教習実施結果通知書(様式第6号)を作成し、評定合格者に係る緊急自動車運転資格審査申請書とともに、運転免許課長に提出するものとする。

4 公安委員会の審査

運転免許課長は、緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い、可否を決定するものとする。

第9 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
緊急自動車運転資格審査申請書	運転免許課	3年
緊急自動車運転資格記載申請書	運転免許課	3年
緊急自動車教習実施者指定申請書	運転免許課	3年
緊急自動車教習実施結果通知書	運転免許課	3年

別表第1

審査用自動車の基準

運転しようとする緊急自動車	審査用自動車	備考
大型自動車	最大積載量10,000キログラム以上で、長さが11.00メートル以上12.00メートル以下、幅が2.40メートル以上2.50メートル以下、軸距が6.90メートル以上7.20メートル以下の車軸を3軸以上有する大型自動車	原則として、補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満で、長さが7.00メートル以上8.00メートル以下、幅が2.25メートル以上2.50メートル以下、軸距が4.10メートル以上4.40メートル以下の中型自動車	
準中型	最大積載量が2,000キログラム以上4,500キログラム未満	

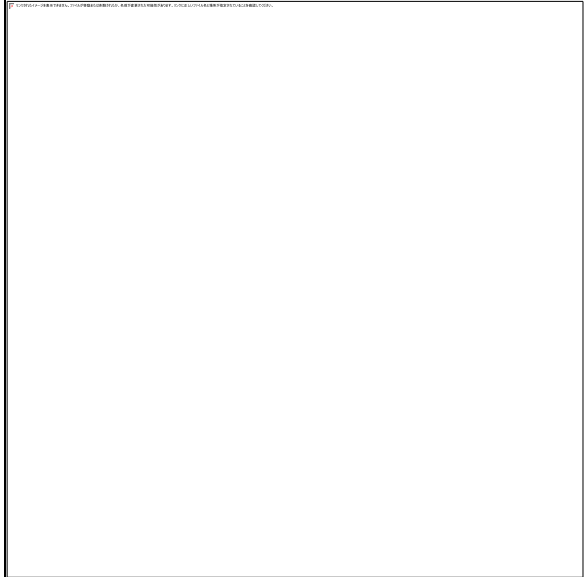
自動車	で、長さが 4.40 メートル以上 4.90 メートル以下、幅が 1.69 メートル以上 1.80 メートル以下、軸距が 2.50 メートル以上 2.80 メートル以下、前輪輪距が 1.30 メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが 4.40 メートル以上 4.90 メートル以下、幅が 1.69 メートル以上 1.80 メートル以下、軸距が 2.50 メートル以上 2.80 メートル以下、輪距が 1.30 メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪車	総排気量が 0.700 リットル以上の大型自動二輪車(当分の間、AT 車にあつては、総排気量 0.600 リットル以上のもの)	
普通自動二輪車	総排気量が 0.300 リットル以上の普通自動二輪車	
小型限定普通自動二輪車	総排気量が 0.090 リットル以上 0.125 リットル以下の普通自動二輪車	

別表第 2

審査の内容

課題	課題の設定	課題の履行条件	回数	
幹線コース及び周回コースの走行	周回コース	外回りとする。		
	指示速度による走行	周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間内で指示速度に達するよう走行すること。	1
	周回カーブの走行	指示速度による走行の直後のカーブを含め、4 か所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4
	交	1 右左折は、明確な進路変更を行うことができる	進路変更及びこれに	右

2 自動二輪車



種別	ギア	速度
大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時
中型自動車	同上	同上
準中型自動車	同上	同上
普通自動車	同上	同上
自動二輪車	4速以上	同上

3 上記コースの条件

- (1) 障害物はロードコーン(高さおおむね0.7メートル)を用いて設けるものとし、その間隔はロードコーンの中心から中心までを1メートルとする。
- (2) 減速地点には、目標物としてロードコーンを設けるものとする。
- (3) 制限線は、コースの縁石をもってあてることができる(以下「直進路における転回」において同じ。)

- (指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)
- 2 障害物の間を通過し終わるまで障害物に接触し、又は停止(エンストを含む。)しないで走行すること。
- 3 自動二輪車にあつては、両側の制限線の内側を足をつかずに走行すること。

直線路における転

1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車(単位メートル)

1 大型自動車、中型自動車、準中型自動

1

回

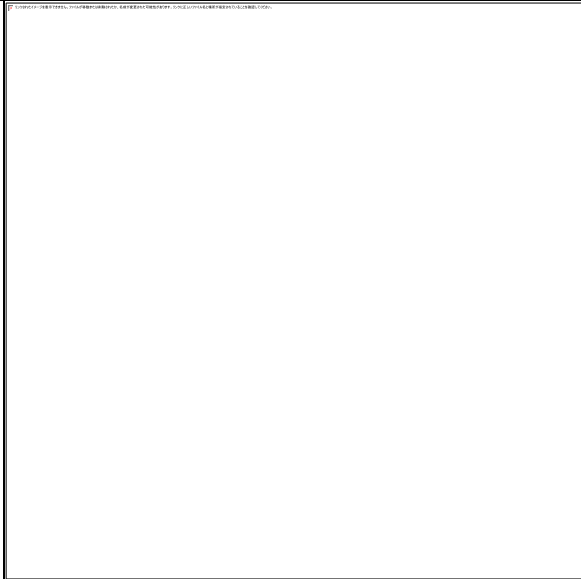
--

2 自動二輪車(単位メートル)

--

車及び普通自動車にあつては、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによつて転回すること。
2 自動二輪車にあつては、制限線の内側で片足を1回つき停止しないで転回すること。
3 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては切り返しの都度、自動二輪車にあつては転回するとき、後方の安全確認をすること。

急停止



1 この課題を行うときのギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。

1

1 周回コース等に目標物を数箇所設け、審査を受ける者に対してあらかじめ目標物を特定せず、試験官の指示によって停止させる。
2 路面上には、目標線などの標示は設けないものとする。

種別	ギア	速度
大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時
中型自動車	同上	同上
準中型自動車	同上	同上
普通自動車	同上	同上
自動二輪車	4速以上	同上

(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)
2 横振れして停止しないこと。
3 制動区間を超過しないこと。